

平成26年10月29日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 管理者 様

指定（介護予防）短期入所療養介護事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

短期入所生活介護事業所における定員超過に関する不適切事例について（通知）

（介護予防）短期入所生活介護において下記1のような不適切な運営をしている事業所が複数確認されています。

下記2の①及び②の条例に、やむを得ない事情がある場合を除き、事業者は利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない旨の規定があるため、このような運営については、指定取消を含む処分の検討対象となりますので、下記を参照の上、適正に取り扱うようお願いいたします。

記

1. 不適切な運営事例

○利用定員は月平均で定員超過をしなければ運営基準違反にならないと考えていた。

→定員超過は同時に提供を受ける利用者の数で判断するため、月平均で定員超過にならなくても一日ごとに定員超過をすることは基準違反となり認められません。

○利用定員は夜間の宿泊者数で定員超過をしなければ、日中に同一のベッドに対する退所者と入所者が重複することは問題ないと考えていた。

→定員超過は同時に提供を受ける利用者の数で判断するため、夜間の利用者数で定員超過にならなくても日中に定員超過となること(あるベッドの利用者が午後退所する場合、午前中に当該ベッドの利用者を受け入れるなど)は基準違反となり認められません。

○定員超過による減算を行うべきところ、減算せず請求していた。

→定員超過による減算は、下記③④の基準により3割の減算となります。

○事業所の都合であっても「やむを得ない事情」に該当すると考えていた。

→「やむを得ない事情」とは、災害や虐待等の保護のための緊急利用等の場合です。単に利用者の利用希望日が重なることや、急に退院が決まった場合などは含まれません。

◆注意事項

入所時刻及び退所時刻については、利用者及び家族の希望や状況を踏まえて設定されるべきであり、各施設が一律に入退所の時刻を設定し、それ以外は認めないといった取り扱いは不適切です。入所日も退所日も介護報酬を算定することから、退所と入所の時間が適切に調整できた場合のみ同日に退所と入所を行うこととし、適切に調整できない場合は翌日からの入所受入れ等の対応をお願いします。

2. 条例等

- ①「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
短期入所生活介護…第165条
短期入所療養介護…第202条
 - ②「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
介護予防短期入所生活介護…第140条
介護予防短期入所療養介護…第180条
 - ③指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - ④指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ※①②については、船橋市ホームページ、③④については厚生労働省ホームページにて閲覧できます。

問い合わせ先

船橋市福祉サービス部

介護保険課 指定係 TEL 047-436-2782